

2021年4月から

中小企業でもいよいよ始まる 「同一労働同一賃金」確認セミナー

石寄・山中総合法律事務所
経営法曹会議会員

弁護士 鈴木 里士 氏

中央支部長 凸版印刷(株) 代表取締役副社長執行役員 大久保 伸一

2021年4月1日よりパートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用されます。「不合理な待遇差」の判断が難しく対応に頭を悩ませている企業も多いかと思えます。今回は待遇差の考え方や待遇ごとの判断基準、説明義務への対応について弁護士より詳しく解説していただきます。

配信 期間

2021年1月19日(火)から1か月(予定)

内 容

- ・ 短時間・有期雇用労働者に対する「不合理な待遇差」の考え方
- ・ 賃金項目とその他の待遇（休暇制度、福利厚生等）ごとの判断基準
- ・ 待遇差の説明義務への対応 他

費 用

無料（会員限定）

申 込

ホームページ（<https://www.tokyokeikyo.jp/>）からお申し込みください。

※視聴のためのURLおよびパスワードのお知らせメールが、配信日以降、5日経っても届かない場合は以下照会先にご連絡ください。

照会先

中央支部担当 秋山、羽入田
Tel：03-3213-4700